

第23回「第7次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：令和2年11月10日（火）

午後2時から午後4時まで

於：法務省20階第1会議室

[出席委員]

田中座長（ ），安富座長代理，明石委員（ ），秋月委員（ ），市川委員（ ），岡部委員（ ），奥脇委員（ ），ロバーツ委員（ ），高橋委員（ ），滝澤委員（ ），仁平委員（ ），堀内委員（ ）

[出入国在留管理庁側出席者]

佐々木長官（ ），高嶋次長（ ），佐藤審議官（ ），道井審議官（ ），石岡出入国管理部長（ ），丸山在留管理支援部長（ ），上原総務課長（ ），近江政策課長，市村出入国管理課長，磯部審判課長，岡本警備課長，根岸在留管理課長，簾内情報分析官片山参事官，東郷情報システム管理室長（ ），稲垣外国人施策推進室長，本針難民認定室長，木村業務室長（ ），山田企画官（ ），川畑在留審査調整官

（注）氏名の後ろに（ ）を付した委員及び当庁出席者は、オンラインにより遠隔地又は別室等から参加したものの。

1 開 会

田中座長

これより第7次出入国管理政策懇談会第23回会合を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、本懇談会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、所用で高橋委員が15分ほど遅れて参加され、仁平委員は15時20分頃に途中退席されると伺っております。

それでは、本日の議題を紹介させていただきます。

本日の議題は二つありまして、一つ目は、出入国在留管理における新型コロナウイルス感染症への対応について、二つ目は、第7次出入国管理政策懇談会報告書（案）についてです。

一つ目の議題は、9月8日に開催されました前回会合の御意見を受け、事務局に準備してもらいました。この議題については、本日の御議論を踏まえて、報告書における記載を検討していくということになるかと思っております。

それから、二つ目の議題に関しては、前回会合における御意見や会合後に提出された御意見を踏まえて、事務局が修正した報告書案について御意見を頂くということになっております。本日の議論では、報告書の取りまとめに向けて御意見の集約を進めてまいりたいと思っております。

会合の資料について、右肩に「取扱注意」と付してある資料は、公になっていない資料でございますので、これらの資料については公表せず、法務省のホームページへの掲載も差し控えることにしたいと思っております。

また、委員の皆様方に自由に御議論いただくということもありますので、この非公表部分に関する御発言部分についても、議事録には公表しないような取扱いにしたいと思っておりますが、この点について御了解いただけますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、そのように進めてまいります。いずれにしても、当該資料については、取扱いに十分注意するようにお願いしたいと思います。

2 出入国在留管理における新型コロナウイルス感染症への対応について

田中座長 それでは、一つ目の議題に移ります。

配付資料がありますので、まずは事務局から説明していただきたいと思っております。

川畑在留審査調整官 政策課の川畑でございます。

新型コロナウイルス感染症対策についての御説明をさせていただきます。

お手元に配付資料でございます「出入国在留管理における新型コロナウイルス感染症への対応について」を御覧ください。

表紙をおめくりいただきますと、1ページ目に「新型コロナウイルス感染症の対応状況（主な取組）」という表題のページがございます。こちらは、出入国在留管理行政に係る主な取組の概要を四つのカテゴリー、すなわち入国時に関するもの、外国人の在留に関するもの、在留外国人に対する支援に関するもの、それから入管庁の施設に関するものに大別して記載してございます。これからこの順番に沿って、2ページ目以降に添付した資料について御説明したいと思います。

まずは、1点目の入国時に関する取組についてです。

資料の2ページ目を御覧ください。

上陸拒否措置及び国際的な往来の再開について記載しているページになります。現在、上陸申請日前14日以内に入国拒否対象地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、入管法第5条第1項第14号に該当する者として上陸を認めないこととしています。この措置の対象となる国・地域については、1月31日の閣議了解で対象とされた中国湖北省を皮切りに、現在は152の国と地域に拡大されています。

政府においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ上陸拒否の対象地域を拡大する一方、感染再拡大の防止と両立する形で国際的な人の往来の再開に向けて取組を進めてまいりました。

6月18日には、一般の国際的な往来とは別に、追加的な防疫措置を条件として、感染状況が落ち着いている国・地域を対象に、条件が整い次第、ビジネス上必要な人材等の出入国を試行的に実施することとしました。現在、ベトナム、タイ、シンガポール等の10の国・地域との間で実施しているということでございます。

それから、再入国の許可を得て出国した外国人につきましても、新型コロナウイルスに関する出国前72時間以内の検査の結果が陰性である証明の取得を条件として、再入国を認めているということでございます。

さらに、10月1日から防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として、「短期滞在」は商用目的に限られますが、全ての在留資格を対象に全ての国・地域からの新規入国を許可する取扱いを開始いたしました。

そして、11月1日には、オーストラリア、シンガポール、中国などの9の国・地域について、上陸拒否対象地域の指定を解除しました。今後、更なる上陸拒否制限措置の緩和に向けて、関係省庁と連携しながら検討を進めてまいる予定でございます。

続いて、3ページは、上陸拒否対象地域に滞在歴のある外国人の入国手続の具体的な流れについて、まとめたものでございます。時間の制約によりまして、詳細な説明は割愛させていただきますが、空港の審査ブースでは、外国人が出国前に取得した検査証明を提出するというので、これを確認し、上陸許可に関する判断をするということを行ってございます。

次に、2点目の外国人の在留に関して取った取組について、御説明いたします。

本邦の在留中の外国人の中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて就労等で困難な状況に直面した人もいたことから、これらの方々に対して、入管庁としても様々な措置を講じてまいりました。主な特例措置といたしましては、解雇等をされた外国人、帰国が困難となった外国人に対して執った措置でございまして、これをまとめて記載してございます。

まず、資料の4ページを御覧ください。

こちらは、技能実習生の在留諸申請の取扱いについて、まとめたものになります。本国への帰国が困難な方に対し、「特定活動」への在留資格の変更や帰国できない事情が継続している場合の在留期間の更新を許可しています。

それから、検定等の受検ができず次の段階へ移行できないなどの事情を抱える技能実習生については、受検・移行ができるようになるまでの間、就労可能な「特定活動」への在留資格変更許可を認める取扱いとしています。

その他、実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となったような場合で、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合には、特定産業分野での就労が認められる就労可能な最大1年の「特定活動」への在留資格変更を可能としました。

資料の5ページは、技能実習生に対するこのような取組を在留諸申請の取扱いというチャート図でまとめたものになります。

次に、帰国困難となった外国人に対する措置については、資料の6ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により本国に帰国することが困難であるといった事情を抱える外国人に対して、有していた在留資格に応じ、「短期滞在」の在留期間の更新や「特定活動」の在留資格の変更許可など、引き続き本邦への滞在が可能となるような措置を行ってきております。この措置のうち、「留学」の在留資格で在留している方につきましては、就労を希望する場合について、10月19日より卒業の時期や有無を問わない取扱いとしています。

続きまして、3点目の在留外国人に対する支援に関するものについて御説明いたします。

資料の 8 ページ目を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等をされまして、実習が継続困難となった技能実習生、それから採用内定を取り消された留学生などのうち、自力で再就職先を探すことが困難な外国人に対して、関係省庁と連携して、再就職のためのマッチング支援を実施しております。今後も一層の周知を行って、この制度の活用を促し、困難な状況にある外国人に対して雇用維持支援を行っていく予定です。

また、外国人在留支援センターにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する技能実習生等からの相談を受け付けるための専用のヘルプデスクを新たに設置しました。生活支援策や在留手続に関する情報など様々な情報について、多言語による対応を 9 月 1 日から実施してございます。

開設以降、10 月末までで延べ相談数は 1,070 件でございまして、内容としては、帰国困難な場合の在留手続等、在留の手続に関するものが約 50%、生活困窮者への生活支援等の生活に関するものが約 30%、再入国手続等の出入国手続に関するものが約 15% という形になってございます。

最後に、4 点目の入管施設における新型コロナウイルス感染症対策につきまして、資料の添付はありませんが、簡単に御説明申し上げます。

入管庁の施設には、収容施設のほか出入国審査場や在留審査窓口など対面対応が求められる施設がございますので、新型コロナウイルス感染症が蔓延した場合には、出入国在留管理行政の遂行に重大な支障を来すおそれが予想されます。

そのため、庁舎における感染防止対策は非常に重要な課題であると認識しておりまして、本年 4 月、当時の宮崎法務大臣政務官が座長を務めた入管施設感染防止タスクフォースにおいて、入管施設で実行すべき具体的な方策を盛り込んだ入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルが策定されました。全国の出入国在留管理官署において、このマニュアルに基づいた対策を行い、感染防止に努めているところということでございます。

以上で、簡単ではございますが、出入国在留管理行政に係る新型コロナウイルス感染症対策についての御説明とさせていただきます。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは議論に移りたいと思いますが、これまでの説明を踏まえて御意見を頂ければと思います。自由討議でありますので、御発言のある方は挙手機能で手を挙げていただいて御発言いただければと思います。

いかがでしょうか。

滝澤先生。

滝澤委員 滝澤でございます。

入国管理のところで 1 点だけ確認があります。海外から入国する場合に、コロナの影響で様々な措置が執られるというため、仮に難民申請者が成田空港なり羽田空港に来たときに、コロナの対策を執るがゆえに排除されてしまうという可能性はあるわけです。

実態として、この政策懇で以前お伺いしたときには、成田空港又は羽田空港等で難民申請する人は非常に少ない。年間数件であると理解しておりますので実質的な問題はないかと思いますが、難民申請の取扱いについて、入管庁としては何らかの対策といいま

すか、特別な取扱いや配慮などはしているかどうかについて、お伺いしたいと思います。

田中座長 これはどうでしょうか。

本針難民認定室長 難民認定室長の本針でございます。

滝澤先生、御指摘ありがとうございます。

現実的に今そういった問題が起こっているかということ、必ずしもそういうわけではございません。今後、入国者が増えてきた場合、難民認定申請する者について排除されるようなことがあってはいけないということで、この点については、今回、市川先生から頂いた御意見の中に、UNHCR等もそういった観点で配慮すべきとの資料も出ていますし、私たちもその辺は念頭に置きながら、コロナ等を理由に排除されるということがないように気を付けて対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

滝澤委員 分かりました。ありがとうございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、仁平委員。

仁平委員 連合の仁平です。

最初に質問させていただき、その後、意見を述べさせていただきたいと思います。資料の2ページ、3ページのところで二つほど教えていただきたいことがあります。一つは、技能実習生は外国人レジデンストラックに分類されるのかということ、それと、3号技能実習生については、3号移行前に帰国して、そのまま再入国できなくなった方というのもしゃると思いますので、その場合、外国人再入国者に分類されるのかということです。これが1点目でございます。

2点目ですが、外国人レジデンストラックにおいては、受入企業・団体作成の誓約書を在外公館に提出すると記載がありますが、これは実習実施者及び監理団体が提出するという理解でよろしいのでしょうか。まずこの2点を確認させていただきませうか。

磯部審判課長 審判課長の磯部でございます。

1点目の「技能実習」がレジデンストラックに含まれるのかという点について、お答えいたします。レジデンストラックは、資料2ページの2の下の方、赤字で書いてあるものを指しておりますところ、「技能実習」は、このレジデンストラックに含まれております。

2点目の御質問は誓約書についてですが、在外公館に出していただいているものは、本邦での受入企業・団体で、防疫措置を確約できるのかを確認するものです。そのため、監理団体ないしは実習実施者どちらでも構いません。

仁平委員 ありがとうございます。

もう一つ質問です。マスコミ報道において、入国後14日間の自宅待機又は宿泊施設での隔離というのが守られずに、技能実習生の方が複数で、狭い部屋で待機することを余儀なくされているという報道を耳にしました。また、入国後2か月の講習についても、入国制限を受け、人手不足が更に深刻になったことにより、研修期間を短縮して、十分な研修もせずに実習に従事させているという報道も耳にしました。このような実態について、把握されているのでしょうか。

磯部審判課長 実態については在留管理課長から御説明させていただきますところ、1点目について申し上げますと、14日間の待機の期間中は、基本的には感染防止対策であるため、ほかの人と交わるような部屋での待機ではなく、個室で待機していただくことになります。個室の中には、トイレやお風呂などがあるホテルのようなイメージのところ待機していただくというのが原則になっております。

続きまして、在留管理課長から御説明させていただきます。

根岸在留管理課長 在留管理課長の根岸でございます。

今御指摘のような、待機の条件に違反している事例について、具体的には承知しておりませんが、先ほど、審判課長から説明があったように、いろいろ条件が課されています。通常の入国後講習を受ける施設ですと、複数人で同じ部屋であったりですとか、共同のお風呂というようなケースはありますので、各監理団体などは、待機用のホテル確保について、工夫をされているという話をお聞きしています。その点で御苦労もあるということも聞いております。

旅行会社などでは、待機期間受け入れてくれるホテルの確保から、その間の輸送のためのバスの手配など、感染防止を図るといようなパックを販売されているようで、そういうものも御活用されていると聞いております。

御指摘があったような不正なものが確認できれば、我々としては適切に指導していくということが必要だろうと考えております。

以上でございます。

仁平委員 研修期間の短縮についても報道があったのですが、それも把握されていないということでしょうか。

根岸在留管理課長 決められた講習を実施していないということであれば、これは指導した上で、問題があれば適切に対処しなければいけません。待機をしている期間については、オンラインでの講習なども認めておりますので、そういったものも活用しながら、単純に14日間全く待機だけで過ごすことではないような形で工夫をしていただいています。

仁平委員 分かりました。

ここからは要望と意見を申し上げます。感染防止のための防疫措置や入国後の講習については、確実に実施すべきと思っておりますし、言われたように、違反している実習実施者や監理団体については、受入れ停止など厳しく監督指導すべきだと考えております。

また、宿泊施設での待機については、既に日本に来日する前に多額の借金を背負っている実習生も多くおりますので、検査や待機に関わる費用の負担について、実習生に過度な負担とならないように、受け入れる実習実施者が応分の負担をすべきではないかと考えております。

もう一点、雇用維持支援措置について、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中においては、現行の措置が必要であると考えます。しかしながら、技能実習制度と特定技能制度では、制度の趣旨、目的も異なるものでありますから、なし崩しの制度運用にならないように、この特例措置というのは期限を意識して実施すべきだと考えております。

以上、意見・要望として申し述べておきたいと思います。

田中座長 どうもありがとうございました。

その他、委員の皆様方から御質問、あるいはコメントはございますでしょうか。

ロバーツ先生、手を挙げられましたか。それでは、どうぞ。

ロバーツ委員 ロバーツでございます。

コロナウイルス対策に関して、特に心配しているのは、コロナによって失業になってしまった外国人労働者や、ビザの期限が切れたけれども、国に帰れない人たちのことです。

昨夜、NHKで移住者と連帯する全国ネットワークの代表者、鳥井一平さんが取材されていましたが、まだまだたくさんの外国人が、このウイルスで職を失ったり、危機が迫ったりしているようです。ですから、できるだけ早い段階で創った対策が伝わるように、そのインフォメーションが外国人自身に伝わるようにしていただければと思います。本当に外国人の皆さんに伝わっているかどうかということが、一つ心配なところですよ。

そしてもう一つは、日本に住んでいる外国人レジデントは、コロナウイルスにかかった場合、どこに行ったらPCR検査を受けることができるのか、どこの病院に行ったらいいのかが分からないという話を外国人レジデントの方々からいろいろ聞いています。つまり、必要なインフォメーションが多言語化されていないため、外国人レジデントの方々には十分に伝わっていないという事実があるようです。できるだけ早く、多言語化された情報をつくって各家庭に送っていただけると、とても有り難いです。

転職や就業の支援対策をできるだけ作成して実施していく必要もあるかと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

田中座長 どうもありがとうございました。

今のロバーツ先生の御見解については、何か入管の方でお答えできることはございますか。

根岸在留管理課長 在留管理課長の根岸でございます。

ロバーツ先生御指摘の様々な措置、技能実習生ですとか留学生をはじめとしまして、就労できるような「特定活動」という在留資格を特例的に認めるような措置を講じています。

そういったものについて、周知をしっかりとしなければ、せっかく制度を創っても活用されない、本当に困っている人に使わない、気付いた人だけが使うというのでは意味がないというのは先生の御指摘のとおりでございます。我々も様々なチャンネルを使って、ただホームページに載せるだけではなく、例えば技能実習生の場合は監理団体や実習実施者の方々などを通じて、直接そこにメールなどをして情報提供したりですとか、あるいは日本語教育機関などに対しては、我々の方から直接、全ての教育機関にメールですぐにお送りできるような仕組みを作っています。

そういうところも通じて、周知を図っているというところではございますが、その際には多言語にすることや、あるいはやさしい日本語などを使うなどの工夫をしているところですが、まだまだ足りないところはあると思いますので、これから何が足りないのかということをよく考えながら、更なる周知に努めていきたいと考えております。

田中座長 もう一つのロバーツ先生がおっしゃった一般の外国人在留者の方で、新型コロナウイルス感染症にかかる、あるいはかかったかもしれないというようなときに、これに対するインフォメーションというのは、これは厚労省の担当ということになるのでしょうか。

近江政策課長 政策課長の近江です。

先ほどのロバーツ先生からの御質問で、PCR検査はどこに行ったらよいか分からないというような御意見でございますが、実は昨日、ニュースでも御覧になられたかもしれませんが、政府の分科会の尾身分科会長から緊急提言ということで、昨日いろいろな提言がございました。

その中の、大きなところとしては、クラスター防止などのために情報発信をしっかりと外国人の方々にしていこうということです。外国人の方、あと学校の方については、なかなか早期の発見ができないような方々ということで、尾身先生からは情報発信の重要性について提言を頂いております。

入管庁といたしましても、これまで多言語とか易しい日本語で厚生労働省のホームページのリンクを貼ったりはして一つに取りまとめはしておりますが、まだまだそこですら行き着いていただけないというところは認識をしております。

今回このような御提言もロバーツ先生からも頂きましたし、また尾身分科会長からも頂いておりますので、この後、政府としても、なるべく分かりやすい情報を早く多言語で届くような、施策をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ロバーツ委員 近江課長、ありがとうございました。

田中座長 近江課長、情報発信は、外国人在留支援センターにおける何らかのネットワークを通じて行っているということでしょうか。

近江政策課長 ありがとうございます。

一つは、一元的相談窓口というものがございまして、全国の市区町村に我々の交付金を配ってネットワーク化しており、四谷の外国人在留支援センターがその中心となって支援をしているという状況になっております。

そのようなネットワークも通じて、ここにこういう情報が載っていますよというところは発信をさせていただいております。各地区の相談窓口で、ここを見てくださいというようなところを分かるようにということまでやっておりますが、まだそれが十分に活用されているというところまでは至っていないと思っておりますので、今後しっかりとやっていきたいと思っております。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、市川委員。

市川委員 市川です。

現在、転職に対する在留資格の関係の支援は、いろいろやっていただいているのは私も理解していますが、失業手当も出ないような中で、明日の食事もなかなか摂れないというような人が、もしたくさん出てきているのであれば、NPOなどと連携しながら、例えばフードバンクであったり、あるいは緊急的な支援であったりというような、そういう窓口を、できるだけ外国の方に届くような形で情報提供していくということは、今

大事なのではないかと思うので、F R E S C などにおける情報の伝達というものを是非心掛けていただきたいと思います。

以上です。

近江政策課長 市川先生、ありがとうございます。

まさに、いろいろな情報を今政府でも集めたりはしておりますが、不十分なところとして、N P O などとの連携がまだできていないということは認識しております。我々も入管庁になって1年半経ちますが、いろいろなN P O の方々とのネットワーキングを進めておりますが、今回のコロナで更にそういうところが重要であると感じております。

今後、いろいろな情報をN P O の方にも提供し、N P O の方からも情報を頂くというようなネットワーキングをしっかりとやっていきたいと思っております。

田中座長 どうもありがとうございました。

そうしたら、次は高橋委員、どうぞ。

高橋委員 経済全体の状況が非常に厳しい中、外国人に限らず日本人も一旦離職すると、そう簡単に職はない状況だと思います。特例措置で再就職を支援することももちろん必要ですが、やはり生活をつないでいくための支援というのがどうしても必要になるかと思われ、先ほどいろいろお話が出ていましたところも含めて、手当てをしていただく必要があると思います。

コロナはすぐに終わらず、経済の回復も時間がかかるというふうを考えざるを得ないので、できれば経済対策の中にも織り込めるようにしていただくとかということも必要かと思えます。雇調金の中にも外国人ということで明示的に入れていただくなど、具体的な例が必要になると考えます。

近江政策課長 ありがとうございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

その他、御質問、御意見、ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、新型コロナウイルス感染症に関して、かなり御質問やコメントも頂きました。それから高橋委員がおっしゃったように、直ちに、この感染症が終わるというわけでもなく、経済的な状況は更に継続するというのであれば、やはり今後の出入国在留管理行政においても大変重要な問題だということでもありますし、それから収容施設の中のことでも、3密になりかねないというようなこともございますので、適切な対策を取っていただく必要があろうと思えます。ですので、今日いただいた質問やコメントを取り込んで、報告書の中に一章設けて、この問題について記載するのがよろしいのではないかと思いますけれども、そのような方向で、事務局にドラフトをしてもらうという方向でよろしいでしょうか。

特に、御反対というようなことはないと了解いたしましたので、それでは、そのように進めたいと思います。

事務局においては、本日の議論を踏まえて文案の作成をお願いしたいと思います。

3 第7次出入国管理政策懇談会報告書（案）について

非公表資料に係る発言につき、非公表

4 閉 会

田中座長 それでは、これをもちまして第7次出入国管理政策懇談会第23回会合を終了させていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

- 了 -